

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	子どものくらし支援コーディネート事業
発 注 課	子ども未来局子ども育成部子どものくらし支援担当課
選 定 事 業 者	公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、「子どもコーディネーター」が地域の子どもの居場所を巡回することで、家庭環境等に様々な困難を抱えている子どもやその家庭を早期発見し、必要な支援に繋げることを目的としている。</p> <p>事業の実施にあたっては、子どもや家庭への重層的な見守り・支援を行うために児童会館やこども食堂、NPOなどの支援団体のような地域資源、学校・児童相談所などの本市各関係部署と連携を図る必要があるほか、適切な行政等支援へ結びつけるための知識、子どもや家庭に寄り添うため相談支援に関する豊富な経験を備えていることが必要となる。</p> <p>このたび選定した「公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会」は、札幌市児童会館の指定管理業務（H26年度～）を通して学校、児童相談所など本市の各関係部署との連携に関する経験を蓄積しており、札幌市若者支援総合センターや若者活動センターの指定管理者として若者の社会的自立を総合的に支援する業務遂行能力を有している。</p> <p>さらに、困難を抱える子ども・若者を支援する「札幌こども・若者支援地域協議会」の指定支援機関となっているなど、様々な支援のネットワークにおいて主導的な役割を果たしている団体である。</p> <p>本業務の目的を達成する上で、当該法人の他に同等の能力、経験、人材等を有する団体は存在せず、当該法人が契約の相手方として限定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第（2）号により随意契約とするものである。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和5年3月8日